

2025年5月23日

在日米海軍司令部 法務部長 フリン中佐
同 法律顧問 中尾 伶様

要 請 書

●●●●●外 3 名代理人 弁護士 呉東 正彦
同 中村 晋輔

クリーガー・ダニエル氏の傷害事件に関して、横浜地方裁判所は 4 月 25 日に、同氏が被害者 4 名に合計約 1646 万円を支払うよう命ずる判決を言い渡し、同判決は、5 月 15 日に確定しました。

ところが、クリーガー・ダニエル氏は、昨年 9 月の横須賀支部の刑事事件の判決後すぐに、日本を出国したと米海軍の報道官が述べたと、星条旗新聞は報道しています。

私達は、この裁判が確定し、同氏が被害者 4 名に完全な賠償を完了するまで、日本を出国させないように、昨年 10 月 11 日に要請しましたが、米海軍がそれに反して、同氏を日本から出国させてしまったことは、極めて遺憾です。

そこで損害賠償金の支払いを同氏に求めるため、同氏が日本を出国した日を教えていただきたく、また同氏の現在の住所、電話、e m a i l 等連絡先を教えてください、求めます。

また、被害者らは、防衛省を通じて昨年 7 月までに日米地位協定 18 条 6 項による損害賠償金の請求手続きをとっています。

事件後すでに 3 年が経過しており、一刻も早い被害者らの救済のために、速やかに損害賠償金の請求手続に対する回答と支払いをお願いいたし、その手続の完了の見込みを教えてください、求めます。

上記についての回答を、1 ヶ月以内に頂きたく、要請いたします。